

# 壬生町かんぴょうスタートアップ事業補助金交付要綱

〔 令和6年3月28日  
告示第32号 〕

(趣旨)

第1条 町の特産物であるかんぴょうの生産量の拡大に取り組むため、新たに夕顔の生産を行った者の生産に係る経費に対し補助金を交付することに関し、壬生町補助金等交付規則(昭和50年壬生町規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる条件をいずれも満たすものとする。

- (1) 町内に住所を有し、新規に夕顔の苗を購入する予定がある農業経営者等
- (2) 町内の圃場において10a以上の夕顔の栽培を行う予定がある
- (3) JA、干瓢問屋、直売所等にかんぴょう又は夕顔の実の販売を行う予定がある

(補助対象経費及び補助金交付額)

第3条 補助対象経費、補助金交付額については次の表に定めるとおりとし、予算の範囲内において交付する。ただし、1農業経営者等に対し1回限りとする。

補助対象経費	補助金交付額
肥料、農薬、諸材料費、燃料代	補助対象経費の10分の10 ただし、10a当たり50,000円を限度とする

(補助の実施期間)

第4条 補助の実施期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者は、規則第4条に定める規定により、壬生町かんぴょうスタートアップ事業計画書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 補助対象者は、補助対象事業が完了したとき(補助対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、規則第13条の規定により壬生町かんぴょうスタートアップ事業実績書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

様式第1号（第5条関係）

## 年度壬生町かんぴょうスタートアップ事業計画書

氏名又は名称

及び代表者氏名

電話番号

### 1. 町内で夕顔の栽培を予定している圃場の地番及び作付面積

圃場の地番	面積
	a
	a
	a
合計	a

※面積は10a以上

### 2. 苗の購入計画

苗購入予定先	苗購入本数

### 3. 事業経費

(単位：円)

区分	金額
1 肥料代	
2 農薬代	
3 諸材料費	
4 燃料代	
合計	
補助金額（上限5万円）	

### 4. 出荷予定先

--

※1の項目で多数ある場合は、別紙に記入し添付すること

様式第2号（第6条関係）

## 年度壬生町かんぴょうスタートアップ事業実績書

氏名又は名称

及び代表者氏名

電話番号

### 1. 町内で夕顔を栽培した圃場の地番及び作付面積

圃場の地番	面積
	a
	a
	a
合計	a

※面積は10a以上

### 2. 苗の購入実績

苗購入先	苗購入本数

### 3. 事業経費

(単位：円)

区分	金額
1 肥料代	
2 農薬代	
3 諸材料費	
4 燃料代	
合計	
補助金額（上限5万円）	

### 4. 出荷先

--

#### 【添付書類】

- ・ 苗、事業経費の領収書の写し

※1の項目で多数ある場合は、別紙に記入し添付すること

(別紙)

1. 町内で夕顔の栽培を予定している又は栽培した圃場の地番及び作付面積

圃場の地番	面積
	a
	a
	a
	a
	a
	a
	a
	a
	a
	a
	a
合計	a

※面積は10a以上